

参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和三十年五月十四日(土曜日)午前十時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

委員

国務大臣
労働大臣
政府委員

労働政務次官 高瀬 傳君
労働大臣官 房会計課長 洪谷 直蔵君
労働省労働局長 中西 実君
労働省基幹局長 富樫 総一君
労働省婦人少年局長 藤田 たき君
労働省職業安定局長 江下 孝君
事務局側
常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 磯部 巖君
常任委員 磯部 巖君

常任委員 高戸義太郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
○労働情勢に関する調査の件
(昭和三十年度労働省関係予算に関する件)

○委員長(小林英三君) それでは委員
會を開会いたします。

労働情勢に関する調査を議題といた
しまして、労働省関係昭和三十年度予
算及び労働行政方針につきまして、西
田労働大臣の説明をお願いいたします。

○国務大臣(西田隆男君) 私労働大臣
の西田でございます。何とぞよろしく
お願いいたします。労働大臣に就任以
来今日まで皆様にごあいさつ申し上げ
る機会がありませんでしたが、本日こ
の機会におきまして労働行政について
の私の基本的な考え方を申し述べると
ともに、労働省関係予算案の概要を説
明いたしたいと存じます。

労働問題は経済問題の一環であるこ
とは言までもありませんが、私は労
働問題は経済問題と総合的関連をもつ
て解決されなければならないことも
に、労働問題の合理的解決こそ経済諸
問題解決の基本であると確信するもの
であります。現在わが国にとつては経
済の自立を達成することが喫緊の要務
であります。これがため政府におきま
しては、さきに経済審議庁を中心に綜
合経済六カ年計画を策定し、長期の見
通しを持つ総合的な経済計画の線に
沿って経済自立達成の基盤を確立する

ための諸施策を実施しつつあるものであ
ります。私はこれらの施策が真に実効
を上げるためには、ただ単に機械的に
各諸施策を実施するというだけではな
く、まづわが国経済の中核ともいえるべき
石炭、電力、鉄鋼等の基幹産業の合理
化、能率化を促進するための方策を講
じ、ひいては全産業の生産性の向上を
はかるという方向に進まなければなら
ないと考えております。

私はこのような角度から、経済関係
の一員として、経済各省と密接な連絡
のもとに労働諸施策と調整のとれた総
合的経済諸施策の実施に努力して参
っております。しかしながらこれらの施
策が現実の実施され、産業と企業の実
態に融れて参りますときには、直接生
産に携わる労使の間にはいろいろな問
題がいわゆる労働問題という形で生じ
てくるのであります。かかる問題の
合理的解決なくしては、経済諸施策は
到底実効を上げ得ないと考えるのであ
ります。

第一に、労働問題の基本的な課題
は、労使関係者が相携えて生産の向上
をはかる労使協力態勢を確立すること
であると信ずるのであります。現在の
ように年中行事的に労働争議が繰り返
され、労使双方とも常時その解決のた
めにいとまがないというような状態
では、生産能率の向上をはかることはき
わめて困難であります。私は賃金を
めぐる労働争議が行われる場合、常
に遺憾に思っておりますのは、企業
の利益が上った場合、労使が労働と
資本だけでその利益を分け合うとい

う考え方に立っているように思われ
ることです。企業の利益が上
ればこれをただ安易にベラスアップに
回すとか配当の増加に充てるといふ方
法をとるだけでなく、製品の販売価格
を引き下げることによつて、利益を消
費者その他国民大衆にも分つという方
向へ考え方を變えることが望ましいの
であります。

このように国民全体の立場に立つて
労働争議の合理的解決をはかるために
は、労使関係者が常に国民経済的視野
に立つて、良識をもつて話し合いを尽
すという基本的態度を持することが必
要なことは言うまでもありませんが、
さらに労使双方とも進んで労働委員
会等公正な第三者機関の調整に従うとい
う合理的なき慣行を樹立し、能率的
平和的労使関係を確立することが肝要
であると考えるのであります。

政府におきましても、いろいろな機
會を通じて、労使関係者に国民経済の
実情や政府の諸施策を十分認識し、理
解していただくとともに、労使関係者
の御意見はこれを率直に承わり、とも
どもに労働諸問題の合理的解決をは
かつて参る所存であります。

努めるとともに、将来のわが国経済発
展の基盤を育成することにあると存ず
るのであります。

狭隘な国土と貧弱な資源に膨大な人
口を扶養しなければならぬわが国に
とつて、雇用問題の解決はきわめて重要
かつ困難な問題であります。特に現下
の失業情勢は、いわゆるデフレ経済の
進展によりますます相当悪化しており
ますが、少くとも本年ははまだ経済正
常化の努力を必要とする段階であり、
従つて一般経済活動の改善はあまり見
込まれない実情を思ひますとき、失業
情勢はなお当分樂觀を許さない状態を
持続することを覚悟しなければなら
せん。経済審議庁の推定によりまして
も、三十年度は二十九年度に比し、総
人口は百三万人の増加となり、労働人
口は八千四万人の増加となると考えら
れるのであります。生産の上昇、住
宅の建設による労働力の吸収等を考慮
いたしまして、なお今後の雇用情勢
は樂觀を許さないと予想されるのであ
ります。政府といたしましては、この
ような失業状態に対処して現行失業対
策事業のワクの拡大をはかりこれを再
編成するとともに、新たに特別失業対
策事業として建設的な事業を大規模に
実施するほか、失業保険制度を改善
し、適用範囲の拡大、給付内容の適正
化等の措置を講ずることによつて失業
者の生活の安定を期することとし、こ
れに必要な経費として失業対策事業費
補助百六十八億、失業保険費負担金百
十七億、政府職員等の失業者退職手当
三億六千万、計二百八十八億を計上し

たしております。これは昨年度に比べて約四十六億円の増加となっております。右のうち失業対策事業関係についてはその内容を申し上げます。

失業対策事業費補助につきましては、二十九年度は、補正予算を含めて百十九億圓、吸収人員一日平均十七万人であったのに対し、本年度は前述のように百六十八億圓、吸収人員一日平均二十二万圓を予定しております。これは金額にして約四十九億圓、人員にして五万人の増助となるのであります。なかんずく特別失業対策事業については、一日平均三万人を吸収することとし、これに要する経費三十五億圓を計上し、失業者の能率的吸収に万全を期するとともに、地方財政の逼迫した現状に鑑み、一部富裕県を除き労力費、事務費に対する国庫補助率を従来の三分の二から五分の四に引き上げ、国が予算的に十分責任を持つて本事業の円滑な推進をはかる態勢を確立したのであります。

さらにこれに加えて、被害復旧事業、都市建設道路事業に優先的に失業者を吸収する等の措置を講ずることを初め、失業対策事業と公共事業、財政投融資対象事業等との総合的計画的運営をはかることといたしております。

この際特に申し上げたいことは、特別失業対策事業はもとより、一般失業対策事業についても、事業種目の選定、事業運営に当っては、極力長期間にわたる継続的建設事業であつて生産的な能率の高いものに切りかえ、事業が全体として一つの雇用状態を継続させるべき方途を検討の上実施したい所存であります。もちろんこのような建設的事業に就労するに適しない労働

能力の低い失業者に対しては、従来の事業種目にとらわれず、広い見地から選定した簡易な作業を内容とする失業対策事業を社会保障と関連して行うようにしたいと思つております。

また、これらの失業対策を一層効果あらしめるため、一般職業補導施設の強化拡充をはかることに、特に失業保険積立金の運用により総合職業補導所の新設拡充を行うこととし、合計九億圓を計上することとしたのであります。

以上の諸施策を強力に実施することによつて失業対策の総合的効果を上げ、失業情勢の悪化を防ぎ、いさしくも社会不安が惹起されることのないよう万全の措置を講ずる所存であります。

第二に、労使関係の安定促進であります。労使関係者が国民経済の实情を十分認識して真に合理的能率的労使関係の確立をはかることが重要なことは前述の通りであります。かかる見地から民主的労使組合を育成し、健全な労使関係を発展助長するため、労働教育の整備充実をはかることに、労働組合の福祉厚生活動の促進、労働金庫の適正な運営等の施策を強力に推進することとし、これに必要な経費として約六千万圓を計上し、さらに労使関係の合理的かつ円滑な調整をはかるための中央労働委員会等の活動に要する経費として約一億圓を計上いたしております。

第三に、労働経済に関する統計調査の整備充実であります。労働経済に関する統計を迅速かつ的確に収集整備することは、単に労働行政施策の基礎資料としてのみならず、

労使その他の関係者がこれらの資料を常時活用して労働経済の实情を認識し、紛争の合理的解決、生産の増強をはかるための資料としてもきわめて重要な意義を持つものと考えられます。このため、前年度に引き続き毎月勤労統計、労働生産性統計、職種別賃金実態調査及びその他労働事情に関する統計調査を実施するほか、特に今回は新たに地域的に発生する失業情勢を迅速的確に把握し、失業対策に万全を期するため、地域別等就業失業調査を実施することとし、これに必要な経費として約一億八千万圓計上いたしました。

第四に、労働者の福祉の増進と能率の向上をはかることとあります。現在わが国経済に課せられた重大な課題が、労働能率を高揚し労働生産性を高めることにあることは言うまでもありませんが、これがためには直接生産に携わる労働者の保護と福祉の増進をはかることがきわめて重要であるとの見地から、本予算の編成に当たつてもこの方面に重点を指向いたしましたものであります。

すなわち適正な労働条件の維持と労働者の保護をはかるための労働基準行政を一段と刷新整備するとともに、産業災害の防止とけい肺を初めとする職業病の特殊性に鑑み、これが予防及び特別保護の方途を講ずるほか、中小企業における労働者の技能水準の向上をはかるため技能者養成施設に対し助成を行うこととし、これらに必要な経費として十二億五千万圓を計上いたしました。

また就職の促進を一層強力に実施し、産業界の要求する技能労働力の円滑な需給調整をはかるため、前年度に引き続き一般公共職業補導所を運営するほか、新たに家庭婦人、未亡人等を対象とする家庭内職、家事サービス等の職業補導事業を実施することとし、これに必要な経費として約三十億圓を計上いたしております。なお労災補償保険特別会計におきましては、労働者の業務災害被災者に対する療養給付の適正充実をはかるため、前年度に引き続き労災病院の整備拡充を行うことを中心として必要な経費約十二億八千万圓を計上いたしました。また失業保険特別会計におきましては、本会計の積立金より生ずる運用利子収入のおおむね二分の一を労働者の福祉増進に充当することとし、総合職業補導施設及び宿泊施設等の保険施設の拡充整備に必要な経費として五億五千万圓を計上することといたしました。以上の諸経費を効率的に運用して労働者の福祉の増進に格段の努力を払つて参りたい所存であります。

以上予算の重要事項について申し述べましたが、これを総括した労働省関係予算の全貌について申し上げますと次の通りであります。

一般会計におきましては、歳入総額三億十五万九千四百、前年度の二億三千四百九十九万四千四百に比較して六千五百九十六万五千四百の増加となつており、歳出におきましては三百三十九億七千七百三十三万八千四百と前年度の二百九十二億六千八百五十七万三千四百に比較して四十七億八千七百五十五万五千四百の増加となつております。なおこのほかに建設省所管官庁営繕費に五千六百三十二万七千圓を労働省関係分として計上いたしております。

次に、特別会計であります。労働者災害補償保険特別会計につきましては、歳入、歳出いづれも二百三十二億五千六百七十三万四千、前年度の二百四十億四千八百二十九万九千に比較して七億九千二百二十九万九千の減少となつております。また失業保険特別会計におきましては、歳入、歳出いづれも四百五億九千三百五十八万四千、前年度の四百二億九千六百五十一万に比較して二億九千七百五十三万三千圓の増加となつております。

最後に本国会に提出を予定いたしております法律案関係について申し上げます。労働省におきまして本国会に提出すべくたてまい準備いたしております法律案は、けい肺等特別保護法案、失業保険法の一部改正法案、労災保険法の一部改正法案及び労働省設置法の一部改正法案の四つであります。

けい肺等特別保護法案につきましては、さきの国会において、あるいは本国会において議員立法の形で提出され、従来から労働委員会において種々論議され、最も悲慘な職業病の一つとしてその保護対策の強力な推進が要望されて参つたところであります。私は従来からいろいろ御意見を検討した結果、けい肺対策としてはすみやかに病症を発見し、その進行を防止するための積極的対策を中心とする立法を行うことが真にその保護を全うするゆえんであるとの見地から、今回けい肺症について早期健康診断の実施、配置転換給付、労災補償打ち切り後二カ年間の療養給付及び休業給付を行い、また外傷性脊髄障害にかかつて療養中の労働者に対しては、療養給付及び休業給付

失業保険法の一部改正法案は、失業保険強制適用事業の拡大、長期被保険者に対する失業保険金給付日数の延長、季節労働者その他短期被保険者に対する保険金給付の規定の整備、失業保険施設等に関する規定の整備等を内容とするものであります。

労災保険法の一部改正法案は、船員法の適用を受けない漁業を労災保険の強制適用事業とすること、土木建設事業にいわゆるメリット制を採用すること等を内容とするものであります。

また労働者設置法の一部改正法案は、当面の失業情勢に対処し、失業対策の効果的な実施をはかるため職業安定局に失業対策部を設置することに伴う改正であります。

以上の各法案につきましては、目下事務当局において立案中でありますが、六月中旬を目途として成案を得次第国会に提出することしたいと考えておりますが、提案のあかつきにはよろしく御審議を賜わりたいと存じます。

以上労働行政について私の基本的考え方と三十年度予算の重点及び提出予定法案の概要について申し述べたのでありますが、本委員会を通じ経験豊かな各位の貴重な御意見を今般十分承り、適切な労働諸施策の実施に万遺憾なきを期して参る所存でありますので、格段の御協力御鞭撻を賜わんことをお願いしてごあいさつとする次第であります。

○委員長（小林英三君） 労働大臣に対しまする質疑は、次の機会に譲ることといたします。

○政府委員(渋谷直藏君) ただいまの大臣の御説明に關連いたしましたして、私から重要事項につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。お手元に昭和三十年年度歳出予算の概要という刷りものをお配りいたしておりますので、これをごらんいただきながら御説明を申し上げます。

五ペジを開きいただきまして、最初に失業対策事業費補助でございますが、これの大意は、先ほど大臣の御説明の中にもあったのでございますが、御承知のように失業者が定職につ

までの間、これを失業対策事業に吸収して、その生活の安定をはかるために緊急失業対策法に基いて、地方公共団体の実施する失業対策事業に對し、

の総額の一番を相財とするための必要経費でございます。予算額は三十年の百六十八億三千万、二十九年、百十九億五千万に對しまして四十億七千万の増加となつております。四割の増加でございます。その内訳申し上げますと、二つに分れまし

従来から実施して参りましたそのま
の失業対策事業でございまして、こ
れも予算額が百三十三億三千万、二十
年度百十九億五千万に對しまして十
億八千万の増加でございます。これ
吸収人員は、三十年代におきまし
十九万人、昭和二十九年年度の十七万
に對しまして二万人の増加となつて
ります。補助単価、補助率は従前の

次に、本年度新しく設けましたのが、特別失業対策事業でございます。こ

以上が失業対策事業費の概要でございます。いままでこれに伴いまして先ほど大臣のごあいさつにもありましたように、失業対策部を新たに設置することといたしましたので、定員は一般職員が四十五名、これはすでに三十五人ございます。そのほかに新たに常勤労働者十名を加えまして、合計五十五人で実施して参りたい。

次に七ページに参りまして、失業保険費負担金でございますが、これは御承知のように失業保険法に基づきまし

て、伊阿船社に要する費用の三分の一及び失業保険事業の事務執行に要する費用のうち、運用収入及び雑収入をもつて支弁できない部分を負担するたために必要な経費でございます。予算額が三十年代百十七億四百万円、二十九年度の百十九億八千万に對しまして二

す。そのうち保険給付の負担金は、その下に書いてございますように、百十四億四千四百万円、二十九年度の百十八億九千万に對しまして四億四千六百万円の減少となっております。事業費の負担金が二億六千万でございます。て、二十九年度の九千万に對しまして一億七千万の増加となっております。この積算の基礎でございますが、

一般の労働者に対する失業保険金でございしますが、ここに書いてございますように、月平均の支給実人員が四十五

すと、四十九万二千人という数字になつておるのでございます。これの差額が失業保険金の減少となつてくるわけでございますが、これは御承知のようによに、昭和二十九年におきましてデフレーションを實施いたしました関係上、デフレ政策の浸透が急激に参りましたために、二十九年度におきましては、失

業者の増加が急激にふえて参ったわけ
でございいます。これに伴いまして失業
保険金の支給が毎月々々増加して参り
まして、年間を通じて月平均四十九
万二千人の支給実人員が出て参ったの
でございいますが、三十年度におきまし

ては、上半期は大体二十九年度の下
期と同じ程度の初回受給者、つまり初
めて失業しまして失業保険金をもらう
初回受給者の数が、大体前年度の下半期

と同じ程度であろう、しかしながら三
十年度の下半期になりますと、新た
に出てきて失業保険金をもらう受給者
の数は月五千人程度減少するであろ
う、こういう見通しに立ちまして、三
十年度年間を通じますと、支給実人員

が四十五万四千人程度ではないかと
こういう見通しに立っておるわけでござ
います。しかしながらこの見通しの
通りに参らない場合も考えられますの
で、これは別に、予備費といたしまして
四十二億円を計上いたしておりますの
で、これによりまして、月五万七千人
程度吸収可能でございますので、これ
を合計いたしますと五十一万一千人、
二十九年度に対しまして約四％の増加

となるわけでございますので、相当失業情勢が見通しよりも悪くなりまして、失業保険金の給付には万遺憾なきも、

次に九ページに参りまして政府職員等失業者退職手当でございますが、これは国家公務員等退職手当暫定措置法第十条の規定に基いて、退職した政府職員、日本国有鉄道、日本電信電話公社及び日本専売公社の職員、その他政府関係機関職員の失業中の退職手当を支給するために必要な経費でございます。

て、三十年度が三億六千万、二十九年
度の三億三千六百万に對しまして二千
四百万の増加となっております。これ
は大體二十九年度とほぼ同じような傾
向で推移するであらうという考え方
でございます。

次に十ページに参りまして、職業補導費でございます。労働力の需給の状況に応じまして求職者に特殊な技能を

と、その意図を促進するため、職業補導事業を実施するために必要な経費でございます。予算額は三十年度が三億五千万、二十九年年度の三億三千万に對しまして一千九百万の増加となっております。内訳は、その下に書いてございますように、一般公共職業補導

所、これはほぼ従前と同じでございます。次の夜間職業補導、家内職職業補導所、家事サービス補導所の三つが新規でございますまして、これは金額は少うございしますが、新しい試みとしてここに新規事項として計上されておるのでございます。身体障害者の職業補導所はこれもほぼ従前と同様で変りはございません。

その次に、ただいま申しました一般

補導所以下の補導所の個所数、それからこの補導生の定員、補導期間、職員数、補助率等もその十一ページに書いて

でございますので、これをござらんたいだいたらけつこうだと思ひます。

次に十二ページに参りまして、けい肺等の特別保護費でございますが、これは先ほど労働大臣から御説明申し上げましたけい肺等予防及び特別保護に關する法律案が近く国会に提出されるわけでございまして、その法律の実施に要する裏づけとなる予算額でございます。三十九年度が八千二百二十九万五千円、これは当然純然たる新規事項でございます。内容といたしましては、

労災補償打ち切り後二年間の給付費、それから健康診断に要する健康診断費が八千四百五十万一千円でございまして、そのうちの三分の一を国庫が負担するということで二千六百八十一万七千円、それから次にけい肺の診断器具購入費、けい肺対策審議会費の事務費がそれぞれ百五十万、三十四万四千円でございますが、これがこれに伴う事務費でございます。その積算の基礎のこまかい事項は十三ページに書いてございまして、ござらんたいだいたたいと思ひます。

次に十四ページに参りまして、技能者養成費の補助、これも先ほど労働大臣の説明にございました事項でございますが、わが国産業の基盤及び規模、構造等に見られる特殊事情にかんがみまして、中小企業における技能者の共同養成を積極的に援助、育成するため共同養成所施設の運営費に對し、その一部を補助する経費でございます。三十九年度新規事項でございます。一千三百五十万円で、補助対象人員は、次の積算の基礎に書いてございまして、七千五百人でございまして、これは大きな企業は自力によりましてそれ

ぞれ必要な技能者を養成しておりますが、中小企業におきましては自分の力だけでは、単独の力ではなかなか必要な技能者養成ができないという実情でございますので、二十人以上の共同養成体の養成工が全国で約三万人おるわけでございまして、三十九年度におきましては、その約四分の一の七千五百人を対象といたしまして、その経費の約四分の一を国庫補助する、それに必要な経費がこの一千三百五十万円でございまして、

以上で一般会計の重要事項を終わります。次に十五ページ、労災特別会計でございますが、労災病院新増費でございます。三十九年度の予算額十二億五百四十五万八千円、二十九年度の十一億四千万円に對しまして一億五百四十五万八千円の増加でございます。その内訳は、十六ページに詳細にそれを掲げてございまして、一番左に病院の名前が書いてございまして、工事内容が次の欄に書いてございまして、二十九年度までにでき上りましたベッドの数が次にございまして、その次の欄に昭和三十年度の予算で新たにベッドを新設する数が書いてございまして、最後の将来計画というものは、これは総合計画、完成計画というふうに書いた方がわかりやすいんじゃないかと思ひますが、要するに、でき上りの形はこういふことになるという数字でございます。

それで労災病院を終わります。十八ページ、失業保険特別会計の方でございますが、これは失業保険施設としまして総合職業補導所、簡易福利施設等の保険施設を拡充強化する経費でございます。御承知のように失業保険にございましては約二百五十億の積立金がございまして、その積立金の運用利子収入のおおむね二分の一の五億五千万円を充當いたしまして、これらの保険施設を拡充して参りたいという経費でございます。前年度に對しまして一億五千万円の増加となっております。内訳は、その下に書いてございまして、職業補導所十七カ所、すでに二十九年度で設置着工いたしておるわけでございまして、それを三十九年度におきまして引き続き継続工事をやるという計画でございます。これによつて補導種目が八十種目、補導定員数が二千九百四十人、年間延べ三千二百七十人の補導生に技能を授けて参る、こういう計画でございます。

以上で重要事項及び新規事項の説明を終わります。その他の人件費、事務、事業費は二十ページ以下に總表を掲げてございまして、これは従来とほとんど変化がございせんので、特別に説明は必要ないかと思ひますので、以上をもつて私の御説明を終わります。

○委員長(小林英三君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始めて下さい。

なお先ほど申し上げましたように、本件に關する質疑は次の機会に譲りたいと思つておりますが、資料要求等ございましてらして下さい。

○相馬助治君 私委員長が変わつたので、もし前にそつういふ説明がこの委員会で行われておるのでしたら、専門員のはうから承りたいと思つておりますが、その前に労働省にお尋ねしたいのですが、大蔵省と交渉の過程における労働省の第一次の歳出予算案の概要調査書、それが当委員会に前に提出したか、しないか。

それから第二は、昭和三十年年度歳出予算案に當つての新規事業計画書といふものがあつて、そのうち大蔵省に認められたものと、大蔵省にけい飛ばされたものがあると思ひますが、その両方をそろえた書類を本委員会に提出して説明したことがあるかどうか、この二つちよつと伺ひたい。

○政府委員(渋谷直蔵君) ただいまの要求事項でございますが、大蔵省に労働省の予算要求の原案を提出したことがあるかという御質問でございますが、これは出したことがございせん。それから新規事業の労働省の要求書と、それから大蔵省の査定と、この二つも提出したことはございせん。これはいまでもなく、予算としましては、それぞれの各省から原案を大蔵省に要求いたしまして、大蔵省と折衝の末に政府の予算原案として閣議決定で正式にきまつたものを国会に提出するわけでございまして、政府の予算原案の決定する過程の資料を国会に提出することは必要のないのではないかと思ひますし、また正式の予算原案を提出いたして御審議をいたしておるわけでございまして、その点は一つ差し控へさせていただきますと思ひます。

○委員長(小林英三君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め。

○相馬助治君 私は委員長を通じて次の書類を労働省に要求いたします。昭和三十年年度歳出予算案の労働省の第一次案、それから大蔵省との折衝過程において第二次案等ができたかどうか知りませぬけれども、大蔵省に要求した第一次原案、これを出していただきたい。それからもちろんそこで第一次案を見れば新規事業等が明らかでありますけれども、特に新規事業について説明書があるわけで、労働省として、昭和三十年年度歳出予算を提出するに對しては次のような新規事業をやりたいという資料があるはずで、従ひまして大蔵省から認められたもの、けい飛ばされたものを含んだいわけば第一次の新規事業目録案と申しましようか、その説明書、この二つの資料を次の委員会までに委員長を通じて本委員会に配布されるよう要求します。

○委員長(小林英三君) 他に。

○榎原亨君 本日の労働大臣のごあいさつ中にもありますように、政府のお立てになりました経済六カ年計画並びにその雇用問題、人口問題それらについての一貫した政府の施策を示すに足る数字的資料をお願いいたします。この次まででいいです。

○委員長(小林英三君) ほかに、今日はまだ労働省関係のなんです、いすれ近いうちにどつちが先になるか知りませんが、両大臣に對して質疑をいたすわけであります。厚生省関係の方にございまして、やはり資料要求がございましてらこの際お申し出を願ひます。

○相馬助治君 昨日私余儀ない事情で厚生大臣の説明を聞き落して、書類に

おいて私は承知したのですが、私が今労働省に要求したような資料の要求は委員長になつたでしよう。

○委員長(小林英三君) なかつたです。

○相馬助治君 厚生省に對しまして、昭和三十年年度歳出予算の大蔵省に對する第一次要求書、それからそれを見ればおのずから明らかであります。うけれども、いわば新規事業等についての説明書、それを付して本委員会に配布していただきたい。

○榎原亨君 厚生省に次回までに次の資料をお願いしたいと思ひます。わが国におきましてこの結核患者の開放性並びに非開放性の患者の統計的數字並びに結核病床、言いかえしますならば国立病院、国立療養所におきましてこの結核病床、一床に對するところの費用、それが今日まで社会保険並びにそのほかの生活保護法等の医療費に比較しまして生じた赤字、その數字をお示し願ひたい。

○委員長(小林英三君) 他にございませんか。

○田村文吉君 今の結核の問題について、きのう感じたのですが、あるいは私は初めて社会労働委員になつたので知らなかつたのかもしれないが、何か結核の趨勢がどんなふうに進んできているのか、そういうふうなものを、文書でできておるのじゃないかと思ひますが、そういうふうなものがございます。一ぺん一つお願いしたいと、こゝろ思ひますが、もしなければ、できるだけこまかい点を私は質問しなければなりませんから、それでなくとも済むように一つ結核、らしいその他の重要な病氣ですね、そういう問題が

どんなふうに移してきているか、そういうものを一つお示し願ひればけっこうなんです。

○委員長(小林英三君) ただいまの各委員の資料要求につきましては、委員長を通じて次の機会までに提出いたさせます。

なおこの機会に労働政務次官の高瀬傳君からごあいさつがございます。

○政府委員(高瀬傳君) 私が労働政務次官の高瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(小林英三君) それでは本日はこれにて散會いたします。午前十一時十分散會

五月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

第三条第三項ただし書中「販売業者」を「販売業者(以下「毒物劇物営業業者」という。)に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 毒物若しくは劇物の製造業者又は學術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用するこ

とができる者として厚生大臣の許可を受けた者(以下「特定毒物研究者」という。)でなければ、特定毒物を製造してはならない。

2 毒物若しくは劇物の輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、特定毒物を輸入してはならない。

3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用する者が、指定する者(以下「特定毒物使用者」という。)でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

4 特定毒物研究者は、特定毒物を學術研究以外の用途に供してはならない。

5 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。

6 毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

7 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者に特定毒物を譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者から特定毒物を譲り受けてはならない。

8 毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、特定毒物使用者に對し、その者が使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

9 毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、保健衛生上の危害を防止するため政令で特定毒物について

品質、着色又は表示の基準が定められたときは、当該特定毒物については、その基準に適合するものでなければ、これを特定毒物使用者に譲り渡ししてはならない。

10 毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。

11 特定毒物使用者は、その使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り受け、又は所持してはならない。

第四条の見出しを「(營業の登録)」に改める。

第五条中「適合しない」と認めるとき」の下に、又はその者が第十九条第二項若しくは第三項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであるときを加え、同条第一号、第二号及び第五号中「劇物が」の下に「飛散し、」を加え、同条に次の一号を加える。

六 製造業の登録にあつては、製造所の作業場の構造は、毒物又は劇物が作業場の外に飛散し、漏れ、しみ出、若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれがないものであること。

第六条の次に次の一条を加える。

(特定毒物研究者の許可)

第六条の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、主たる研究所の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を出さなければならない。

2 厚生大臣は、毒物に關し相當の知識を持ち、かつ、學術研究上特

定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。

3 厚生大臣は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。

一 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

二 おし、つんぽ、盲又は色盲の者

三 毒物若しくは劇物又は薬事に關する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四 第十九条第三項の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していない者

第七条第一項中「第四条の登録を受けて、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営む者(以下「毒物劇物営業業者」という。))」を「毒物劇物営業業者」と改める。

第八条第二項第二号中「若しくはあへん」を「あへん若しくは覚せい剤」に、同項第三号中「又は盲」を「盲又は色盲」に、同項第四号中「懲役に処せられた者」を「罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者は、農業上必要な毒物又

は劇物のみを取り扱い製造所、営業所又は店舗においてのみ事業管理人とすることが出来る。

5 前二項の規定は、厚生大臣が指定する毒物又は劇物を取り扱う者について準用する。

第九条を次のように改める。

(登録の変更)

第九条 毒物劇物営業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、輸入し、又は販売しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、登録の変更について準用する。

第十条に次の二項を加える。

2 特定毒物研究者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 当該研究を廃止したとき。

3 第一項第三号又は前項第二号の場合において、その届出があつたときは、当該登録又は許可は、その効力を失う。

第十一条中「毒物劇物営業者の下に」及び「特定毒物研究者を加え、同条第一項中「紛失し」の下に「飛散し」を加える。

第十二条第一項及び第三項中「毒物劇物営業者の下に」及び「特定毒物研究者」を加える。

第十五条第二号中「若しくは大麻」を、「大麻、あへん若しくは覚せい

剤」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(廃棄)

第十五条の二 毒物又は劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

第十六条を次のように改める。

(特定毒物の取扱等)

第十六条 保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、特定毒物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

2 保健衛生上の危害を防止するため特に必要があるときは、政令で、次に掲げる事項を定めることができる。

一 特定毒物が附着している物又は特定毒物を含有する物の取扱に關する技術上の基準

二 特定毒物を含有する物の製造業者又は輸入業者が一定の品質又は着色の基準に適合するものでなければ、特定毒物を含有する物を販売し、又は授与してはならない旨

三 特定毒物を含有する物の製造業者、輸入業者又は販売業者が特定毒物を含有する物を販売し、又は授与する場合には、一定の表示をしなければならない旨

第十七条第一項中「毒物劇物営業者の下に」又は「特定毒物研究者」を、「店舗」の下に「研究所」を加える。

第十九条の見出しを「登録の取消等」に、同条第三項中「毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受け

て業者若しくは輸入業の登録を受けている者又は特定毒物研究者」に、「その登録を」を「その登録若しくは特定毒物研究者の許可」に、同条第四項中「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者又は特定毒物研究者」に改める。

第二十条第一項中「前条第三項を」を「前条第二項又は第三項に、」毒物劇物営業者を「毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者」に、同条第二項及び第三項中「毒物劇物営業者」を「毒物劇物営業者又は特定毒物研究者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、その毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで前条第二項又は第三項の処分を行うことができる。

第二十一条を次のように改める。

(登録が失効した場合等の措置)

第二十一条 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失ひ、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者又は特定毒物研究者にあつては厚生大臣に、毒物若しくは劇物の販売業者又は特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け

出なければならない。

2 前項の規定により届出をしなければならぬ者については、これらの者がその届出をしなければならぬこととなつた日から起算して五十日以内に同項の特定毒物を毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受については、第三条の二第六項及び第七項の規定を適用せず、また、その者の前項の特定毒物の所持については、同期間に限り、第三条の二第十項の規定を適用しない。

3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であつた者が前項の期間内に第一項の特定毒物を譲り渡す場合においては、第三条の二第八項及び第九項の規定の適用については、その者は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者であるものとみなす。

4 前三項の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者が死亡し、又は法人たるこれらの者が合併によつて消滅した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

第二十二条の見出しを「営業者及び特定毒物研究者以外の者に対する準用」に、同条中「第十一項」を「第十一條」に、「第十七條並びに前条」を「並びに第十七條」に、「毒物劇物営業者」を「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の者が同項で準用する第十一条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第二十四条第一号中「第三条」を「第三条又は第三条の二」に、同条第二号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第十五条の二の規定に違反した者

第二十四条の二 第二十二條第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条第一号中「第十條第三号」を「第十條第一項第三号又は第二項第二号」に、同条第三号及び第四号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、同条第五号中「第二十一條」を「第二十二條で準用する場合を含む。」を「第二十一條第一項(同条第四項で準用する場合を含む。）」に改める。

第二十六条中「前二條」を「前三條」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二十七条 第十六条の規定に基く政令には、その政令に違反した者を二年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又

は人の業務に關してその政令の違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

別表第一第十号中「モノフルオール酢酸」を「モノフルオール酢酸」に改め、同表中第十一号を第十九号とし、第十号の次に次の八号を加える。

- 十一 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤
 - 十二 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤
 - 十三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 - 十四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 - 十五 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
 - 十六 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 - 十七 ニークロル—四—メチル—六—ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 - 十八 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
- 別表第二第二十号中「クロル酢酸」を「クロル酢酸」に、同表第四十号中「パラフェニレンジアミン」を「パラフェニレンジアミン」、パラトルイレンジアミン」に改め、同表中第五十三号を第

五十八号とし、第五十二号の次に次の五号を加える。

- 五十三 ブロムメチル
 - 五十四 ニー四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェニール及びこれを含有する製剤。ただし、二—四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェニール一五％以下を含有する製剤を除く。
 - 五十五 ペンタクロルフェニール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェニールとして五％以下を含有するものを除く。
 - 五十六 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 - 五十七 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五％以下を含有するものを除く。
- 別表第二の次に別表第三として次のように加える。
- 別表第三
- 一 四エチル鉛
 - 二 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
 - 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 - 四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 - 五 パラクロルフェニルジアゾチ

オウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

- 六 ニークロル—四—メチル—六—ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 七 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
- 八 前各号に掲げる毒物のほか、これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して五十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に事業管理人の業務に従事している者であつて、この法律の施行前に毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算してこの法律の施行の際まだ三年を経過していないものの事業管理人となる資格については、その者が当該製造所、営業所又は店舗において引き続きその業務に従事する場合に限り、第八条第二項第四号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十年五月十九日印刷

昭和三十年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局